

所管使用調書（その２）外二件の委員長報告参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院			衆議院			備考
2	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、二二)	五、二二	五、二二	付託	可決	可決	付託	可決	可決	
11	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、二二)	五、二二	五、二二	付託	可決	可決	付託	可決	可決	
12	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (三、二六)	三、二六	三、二六	(予)可決	可決	可決	可決	可決	可決	

規則案（一件）

番号	件名	提出者	提出 月日	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	備考
1	参議院規則の一部を改正する規則案	松垣徳太郎君 外八名	五七、三、三			可決 五七、三、三 委員会審査省略	

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）（衆議院提出）

五六、一一、二二 衆議院運営委員長提

出

一一、二二 衆可決

一一、二二 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 昭和五十六年度に支給する国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額等については、

政府職員と同様、従前の給料月額等によるものとする。
2 本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書の給料月額等が、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い本年四月から改定されますが、昭和五十六年度の期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額等につきましては、政府職員と同様、従前のとおりとする措置を設けようとするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと多数をもって決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）（衆議院提出）

五七、 三、二六 衆議院運営委員長提

出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 昭和五十七年四月から政務次官の俸給月額が八十八万円から九十二万円に改定されるが、国会議員の歳費月額については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、従前の額に据え置くこととする。

2 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様に据え置くこととする。

3 本法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、本年四月から政務次官の俸給月額が改定されることに伴い、同様に改定される予定の議員の歳費月額を昭和五十八年三月三十一日までの間は従前の額に据え置くとともに、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても同様に据え置くこととするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、在職期間が二十五年以上の国会議員の秘書に、本俸の二五％の勤続特別手当を支給しようとするものであります。

以上二件は、いずれも委員会におきまして審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律
案（衆第一二二号）（衆議院提出）

五七、 三、二六 衆議院運営委員長提

出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 勤続二十五年以上の秘書に支給する勤続特別手当額は、
本俸の二十五パーセント相当額（現行二十パーセント相
当額）とする。

2 本法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を
改正する法律案の委員長報告参照

参議院規則の一部を改正する規則案（松垣徳太郎君外八名発
議）

五七、 三、三 提出

三、三 可決

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する
規則案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、今次の参議院改革協議会の答申に基づき総予算
審査方式の改善を行うため、所要の本院規則の改正を行お
うとするものであります。

本改正は、全議員に予算審査への参加を求めるため、予
算委員会が総予算審査の過程において、当該総予算につい
て他の委員会にその所管に係る部分の審査を委嘱する方式
を取り入れようとするものであります。

以下、本案の概要について御説明申し上げます。

第一に、予算委員会は、他の委員会に対し、審査中の総
予算について、当該委員会の所管に係る部分の審査を期限
を付して委嘱することができるといたしております。

第三に 予算委員会は、委嘱審査期間内であっても特に必要と認めたときは、総予算の審査を行うことができることといたしております。

以上が本規則改正案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

○災害対策特別委員会

衆議院議員提出法律案（三件）

[illegible]